緊急一時預かりについて

**1. 概要**

　教育・保育給付認定を受けて認可保育施設等の入所待機となっている児童が，入所が決まるまでの間，地域型保育事業の一般型一時預かりを定期的に利用する場合，「緊急一時預かり対象児童」となります。（補助単価：１日当たり4,400円）

　また，緊急一時預かり対象児童が一般型一時預かりを利用する際に保護者の負担が過大とならないよう**月々の利用料の上限額を50,000円※**とし，月々の利用料が50,000円※を超過する場合は減免分として，当該補助金申請の際に本市で補助します。（申請様式別紙3）

　※認可保育施設等に入所した際の月額保育料が50,000円以上の場合はその金額が上限額となります。

　例：認可保育施設等に入所した際の月額保育料が55,400円の3歳未満児が一時預かりを月に25回利用した場合

　　　60,000円（＠2,400円×25日）－55,400円＝4,600円（減免分）

**2. 対象事業**

　当該緊急一時預かりの対象となるのは一般型一時預かり事業を実施している施設です。

　したがって，入所待機中の児童が**余裕活用型一時預かり事業を利用した場合は緊急一時預かりの補助対象とはなりませんのでご留意ください。**

**3. 事務の手順**

（1） 各施設で認可保育所等を利用待機となっている児童が一時預かりで**継続的利用保育**を利用しているか確認してください。

（2） 認可保育所等を利用待機となっている児童が継続的利用保育を利用していた場合は保護者に別紙「一時預かり事業利用申請書」に署名・押印の上，施設へ提出していただいてください。（記載方法については別紙「一時預かり事業利用申請書」の記載例を参考にしてください）

（3） 保護者に署名・押印していただいた後，写しを一部認定給付課給付係へ提出してください。

（4） 当課へ写しが届き次第，確認の上，対象児童が認可保育所等を利用した際の月額保育料及び保育所等の利用待機となっているかを施設あてに回答いたします。

（5） 一時預かり事業費補助金交付申請書に必要事項記載の上，ご提出ください。

　　※緊急一時預かり対象児童がいない場合は上記（2）から（4）の事務手順は不要です。

**4. 保護者への利用料減免分の返還について**

　　利用料の返還が発生した場合の保護者への返還方法につきましては，各施設の方法によります。（口座振替，手渡し等）

**5. 申請書類**

　・仙台市家庭的保育事業等一時預かり事業費補助金交付申請書

　・一時預かり事業利用申請書の写し（緊急一時預かり対象児童がいる場合）

**6. その他**

（1） 緊急一時預かり対象児童だったが既に利用を終了している場合は，保護者と連絡が取れる場合，郵送等で保護者に「一時預かり事業利用申請書」をお渡しください。

　保護者との連絡が取れない等の理由で「一時預かり利用事業申請書」の写しを認定給付課へ提出できない場合は当該補助の対象外となります。

（2） 年度の途中から待機児童となった場合は，待機となった期間から緊急一時預かり対象児童となります。